

財務省告示第三百五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年九月十八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百六十回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十
五号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第一項及び附則第七十六条第一項
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競
行 争 額 行 争 非

八

ロ

特 国
別 債
参 市
加 場

札 非
発 競
行 争
入

の 平 千 い に 関 の 平 百 額 発 七 百 国 項 計 六 て 基 す た 成 九 つ 定 う 億 額
た 成 七 て 基 す た 成 九 面 行 十 六 債 の に 億 は づ る め 十 十 い に ち 円 面
め 十 百 ` づ る め 十 十 金 し 六 億 に 規 関 八 ` き 法 の 九 六 て 基 ` 金
の 九 万 額 き 法 の 九 万 額 た 条 九 つ 定 す る 千 額 発 律 公 年 億 は づ 財 額
公 年 円 面 発 律 公 年 円 で 利 第 百 い に る 五 面 行 第 二 の 八 ` き 政 一
債 の に 額 し 二 の に 五 千 付 一 十 て 基 法 律 六 額 た 条 第 一 の け 百 額 行 第 一 兆
の 発 行 の 特 例 等 に 二 百 十 八 億 に 定 九 十 九 億 千 六 ` き 第 四 付 一 会 十 い に 関 の 平 百 に 規

九
八
二
八
口
イ
七
二

	振替	最	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	争	非	者	特	国	行	争	非	者	
	単	額	入	入	・	別	債	入	入	・	別	債	発	競	札	格	込	入	入	・	別	債	行	入	入	・	別
	位	面	札	札	第	第	市	札	札	第	第	市	行	争	発	競	金	札	札	第	第	市	場	札	札	第	第
		金	発	競	加	加	場	発	競	加	加	場	入	行	行	争	額	発	競	加	加	場	場	発	競	加	加

	振替	五	千	万		千	百	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	争	非	者	特	国	行	争	非	者
の	の	万	万	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
整	載	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
数	倍	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	金	額	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
に	よ	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
よ	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
も	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と
と	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿
簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿
簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿

十
三

十
一

口

イ

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 格 第 参 市 債 行 争 札 非 入 札 格 行 発
 込 利 発 行 争 非 者 加 場 び 札 格 第 参 市 場 ` 入 行 争 格
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 ` 入 行 争 格 日

厘 額 上 額 平 ず
 面 の 面 成 する。
 金 そ 金 十 九
 額 れ 額 九 年
 百 ぞ 百 月
 円 れの 円 十
 に の 必 八
 つ 必 募 日
 き 募 価
 百 格
 円 五 銭
 五 銭
 二 以

(一) 年 ○
 は 募 入 九
 式 によ 払 決 十
 十 号 規 込 金 一
 の によ 算 額 の セ
 と 規 定 出 し 通
 と 算 する した 知
 す する 期 た 加
 る する 日 金 え を
 期 日 額 を 次 受
 に 額 を 第 の け
 払 を い 二 算 た
 込 い 込 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発 行 時 におい
 に 係 る 所 得 税 が
 口 座 の 記 載 又 は
 の 座 記 載 又 は 前
 記 録 簿 中 の 利 子
 の 口 座 記 載 又 は
 前 記 録 簿 中 の 利 子

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

より算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記^(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十一年九月十五日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十九年九月十八日